

厚木市土木工事写真管理基準 新旧対照表

新	旧
<p>(適用範囲)</p> <p>1. 略 (工事写真の分類)</p> <p>2. 略 (工事写真の撮影基準)</p> <p>3. 略 (1) 略 (2) 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を<u>文字が判別できるように</u>被写体とともに写し込むものとする。</p> <p>(写真の省略)</p> <p>4. 略 (写真の色彩)</p> <p>5. 略 (写真の大きさ)</p> <p>6. 略 (工事写真長の大きさ)</p> <p>7. 略 (工事写真の提出部数及び形式)</p> <p>8. 略 (工事写真の整理方法)</p> <p>9. 略 (留意事項等)</p> <p>10. 略 (1) ～(4) 略 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種<u>または神奈川県土木工事写真管理基準を準用するかについて、事前に監督員と協議すること。</u> (6) ～(8) 略</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>1. 略 (工事写真の分類)</p> <p>2. 略 (工事写真の撮影基準)</p> <p>3. 略 (1) 略 (2) 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。</p> <p>(写真の省略)</p> <p>4. 略 (写真の色彩)</p> <p>5. 略 (写真の大きさ)</p> <p>6. 略 (工事写真長の大きさ)</p> <p>7. 略 (工事写真の提出部数及び形式)</p> <p>8. 略 (工事写真の整理方法)</p> <p>9. 略 (留意事項等)</p> <p>10. 略 (1) ～(4) 略 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。 (6) ～(8) 略</p>